「とちぎの文化・自然」解説映像作成業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する「とちぎの文化・自然」解説映像作成業務を受注する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定める。

１　業務名

「とちぎの文化・自然」解説映像作成業務

２　業務の目的

令和４年９月６日に国の認定を受けた「栃木県立博物館文化観光拠点計画」において、県立博物館はリアル展示の刷新やデジタル化したコンテンツ活用による「県内文化観光のゲートウェイ」かつ「文化資源間の連接点」としての役割を強化するとともに、県内文化資源のデジタル化及び同データの一元管理・発信を行うことによって「県内文化資源のデジタルプラットフォーム」として新たな役割を担うこととしている。

本業務では、その事業計画に基づき、栃木県の文化・自然の魅力を深掘りするテーマ別動画を県立博物館内用に作成し、来館者の理解促進を図るとともに、本事業計画の基盤システムである「とちぎ文化芸術デジタルアーカイブ」における公開機能（とちぎデジタルミュージアム“ＳＨＵＧＹＯＫＵ”（珠玉））を用いて国内外へ広く情報を発信する。

３　委託料

5,394,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

４　予定契約期間

契約締結の日から令和８（2026）年３月 19 日（木）まで

５　業務内容

【撮影・収録・編集】

（１）　県の指示に従い、栃木県の文化・自然の魅力が伝わる外国人目線での解説映像動画を３点（各 10 分程度）作成すること。映像の構成・内容については受託者決定後、企画提案内容を踏まえ県と受託者で協議の上決定するが、本仕様書を踏まえた上で撮影箇所や撮影方法、制作スケジュール等を提案すること。

※映像テーマとして、①「芭蕉の歩いた道」②「まちづくりに活かされる文化財」③「那須の自然」を想定。

［留意事項］

①については、『おくのほそ道』に記された、松尾芭蕉が栃木県内で訪れたとされる箇所を取り上げることとし、６月末までをめどに３箇所以上現地での撮影を行うこと。

※参考：栃木県 Web サイト「とちぎいにしえの回廊」下野の「おくのほそ道」（https://www.inishie.tochigi.jp/route_detail.html?id=5）

②については、栃木県 Web サイト「とちぎいにしえの回廊」の特集ページ「まちづく

りに活かされる文化財～今を生きる歴史的建造物～」
（https://www.inishie.tochigi.jp/special-town.html）に掲載されている文化財、施設等を取り上げることとし、県北（大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町）、県央（宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）及び県南（足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町）の各１箇所以上（計３箇所以上）現地での撮影を行うこと。

③については、現在とちぎデジタルミュージアム“ＳＨＵＧＹＯＫＵ”（珠玉）上で公開されている「日光の自然」の那須地域版として制作することとし、以下の４項目から２項目以上を含め、初夏から秋にかけ、県立博物館学芸員の監修のもと現地での撮影を行うこと。

・茶臼岳周辺（牛ヶ首、無間地獄、峰の茶屋）
・峠の茶屋、峰の茶屋、三本鎗方面
・沼原湿原
・殺生石、小深堀、大丸温泉、鹿の湯等

なお、撮影に当たってはロケハンを行うものとし、ロケハン及び撮影時には県から一名以上帯同させること。その際の旅費は委託料から支出すること。

（２） 映像作成に当たっては、県内の文化・自然を中心とした本県の魅力が伝わるようにすること。また、映像に関連する県立博物館所蔵の展示品や県立美術館所蔵の美術作品についても触れ、博物館・美術館への興味関心を引きつけるものとする。

（３） 映像の画質は、４Ｋウルトラハイビジョンデジタルデータ以上で収録すること。

（４） 撮影した映像に対して栃木県の文化・自然の魅力が伝わるような適切なナレーションを付し、収録すること。

（５） 字幕は、英語字幕を作成すること。

（６） 英語字幕の作成に当たっては、「HOW　TO　多言語解説文整備」（観光庁）を踏まえ実施すること。
また、日本語版を単に翻訳するのではなく、外国人目線で栃木県の文化・自然の魅力が伝わるような内容にすること。

※ 受託者は仮編集時及び納品前の段階で、県の確認（映像によるチェック）を受けるものとする。確認の結果、修正が生じた場合には、県の指示に従い、速やかに映像の修正を行うこととする。

【成果品】

（１） 作成した３点の映像データ及び撮影したすべての映像（元データ）について、県が指定した形式にて外付けHDD等の外部記録媒体に保存の上、納品すること。

（２） 作成した映像データについては、YouTubeにアップロード可能な形式に変換したデータも納品記録媒体に保存すること。

【管理運営業務】

（１）業務の適切な管理・運営を行うこと。
（２）業務の進捗状況等を県の求めに応じて報告すること。
（３）委託業務完了後速やかに、事業実績報告書を提出して検査を受けること。

６　委託料の支払い

精算払を基本とする。

７　事業の実施に係る留意点

（１）受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
（２）当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。
（３）本業務の遂行に当たっての再委託については，次のとおりとすること。
ア　受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
イ　県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
（４）本業務によって作成される成果品の著作権等の取扱いは、次のとおりとすること。
ア　成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、栃木県に無償で譲渡するものとする。
イ　受託者は本成果品について、栃木県及び栃木県が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。ただし、本成果品をとちぎ文化芸術デジタルアーカイブに直接関係しない事業等に活用する場合、県は受託者と協議の上、実施することとする。
（５）委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。
（６）受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
（７）この仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認める軽微な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。